

改正

平成26年3月28日条例第12号

平成26年9月16日条例第23号

平成31年3月4日条例第3号

忠岡町子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項の規定に基づき、同項の合議制の機関として、忠岡町子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子育て会議は、前条の目的を達成するため、次の事項について協議を行う。

- (1) 子ども・子育て支援事業計画に関すること。
- (2) その他目的達成に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 子育て会議は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 子どもの保護者
- (3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) 児童の健全育成を目的とする団体の代表
- (5) その他町長が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 子育て会議に、会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、子育て会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 子育て会議の会議は、会長が必要に応じて招集し、会議の議長となる。

2 子育て会議は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。

3 子育て会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、子育て会議において必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(事務局)

第6条 子育て会議の事務局は、当該事務を所管する課に置く。

(その他)

第7条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、子育て会議で協議の上、定めるものとする。

附 則

この条例は、平成25年10月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月28日条例第12号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年9月16日条例第23号)

この条例は、平成26年10月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月4日条例第3号)

この条例は、平成31年4月1日から施行する。